

避難の時には

延焼火災の拡大などの危険が切迫した場合や避難指示等の避難情報が発令された場合等は、地域又は自主防災組織、自治会単位に防災マップに掲載してある一時避難場所に集合した後、広域避難場所に避難しましょう。
冷静に状況判断しながら、安全な避難を心がけてください。

避難の判断基準

① 避難場所へ移動する判断基準は？

- 町や警察、消防などから避難の指示があったとき。
- 家や建物が倒壊、または倒壊する危険がある時。
- 近隣で火災が発生し延焼する恐れがあるときなど。

② 一時（いっとき）避難場所

自治会や町内会の単位で、災害時に広域避難場所へ避難する前に最初に避難し、様子を見たり周囲の状況を確認する場所で、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所です。

③ 広域避難場所

地震などにより火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所で、町では各小中高等学校の敷地内（グラウンド）とさむかわ中央公園の10箇所を指定しています。

④ 避難所

家が倒壊したり、焼失をした人を収容する目的で、各小中高等学校の体育館などや寒川総合体育館の10箇所を予定しています。

避難するときは

○ 避難の呼びかけに注意



町民のみなさんに危険が迫ったときには、町・警察・消防などから避難の呼びかけがあります。呼びかけがあった場合には、速やかに避難して下さい。

○ 電気やガスの元栓を確認



避難で家を出る前には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓をしめ、電話の受話器を正しい位置に戻しておきましょう。
親戚などに連絡して、避難先を知らせておきましょう。

○ 単独での行動はしない



避難するときはできる限り単独での行動はせず、2人以上での行動を心がけましょう。近所の方々と声をかけ合って避難しましょう。ペットも一緒に避難しましょう。

○ 自動車での避難は控える



自動車での避難は危険をとまなうとともに、緊急車両の活動に障害となります。ルールを守る心のゆとりを持ち、冷静に徒歩で避難しましょう。